

〇〇市（町村）長

殿

2015年 月 日

「軍事費を削って暮らしと福祉・教育の充実を」

国民大運動奈良県実行委員会

実行委員長 井ノ尾寛利

奈良市登大路町5-5 奈良県教育会館1F

TEL: 0742 - 26 - 7135

FAX: 0742 - 27 - 3314

＜構成団体＞ 奈良県労働組合連合会・奈良県商工団体連合会・新日本婦人の会奈良県本部
奈良民主医療機関連合会・民主青年同盟奈良県委員会・農民運動奈良県連合会
奈良県平和委員会・奈良県生活と健康を守る会・国民救援会奈良県本部
全日本年金者組合奈良県本部

2015年県民要求実現

全県・自治体キャラバン要請書

貴職におかれましては、医療・福祉・介護・教育の充実など住民の暮らしを守るとともに、日々、自治体・貴団体の発展のためにご尽力されていることに敬意を表します。

私たち「実行委員会」は貴自治体・議会関係者をはじめとして県下の各自治体・団体との懇談を通し、住民の切実な要求の実現や課題の解決に向けて取り組みを進めてきました。24年間継続しての取り組みであり、本年は「第24回奈良県自治体キャラバン」となりますこの間のご協力、御尽力に感謝申し上げます。

特に今年は安全保障関連法案の是非を問う世論が大きく広がるとともに、東日本で大災害が起きた直後のキャラバン行動です。だれもが願うのは「安全・安心・平和」です。労働者使い捨て社会ではなく、安心して働き続けられる職場と社会に、どの自治体においても人間らしく生きられることへの保障、大震災や大雨災害、大災害からの復旧・復興、原発ゼロ、自然エネルギーへの転換、中小零細企業・事業者への施策の充実や賃金の底上げで「格差と貧困」の解消を、医療・年金・介護、社会保障の充実、ゆきとどいた教育で、子どもたちの未来に希望が持てる社会に、「集団的自衛権」の行使容認ではなく、平和憲法を守る国づくり、地方自治が活かされ、住んでいてよかったと思える自治体づくりなどと考えています。そして、「地域の活性」「持続可能な地域づくり」など、一致点の拡大に向けて対話が大きく進むことを期待しています。

要請内容につきましては、各担当部局・課として可能な限り文書での回答をお願いします。また、地元実行委員会の参加団体からの要請につきましても、例年通り可能な限り文書でのご回答をお願いします。奈良県に対してはすべて自治体、市町村訪問後、キャラバンの懇談会で出されたご意見、ご要望などをふまえて、改めて要請を行い、さらに、政府に対しては、全国行動として省庁への要望や国会議員要請を行う予定です。

キャラバン行動の訪問日程につきましては、全県自治体をくまなく訪問させていただくため、一定のコースを設定せざるを得ません。貴自治体・議会におかれましては予定を考慮せず組まれているかと思いますが、調整をよろしくをお願いします。

記

1. 戦争立法反対、安心・安全の医療・介護、震災や水害などの教訓を活かした防災対策を

【県への要請】

(1) 戦争立法（安全保障関連法）は、最高法規である憲法に違反するものです。ただちに撤回・廃止する

- よう、国に要請すること。
- (2) 現在、南海トラフも含め見直しが行われている「奈良県防災計画」において、福島第一原発事故をふまえた原子力災害対策をいれること。相談窓口の設置等、県民の不安に応えられるよう体制、設備を拡充させること。
 - (3) 地域の医療ニーズに沿ったかたちでの医療提供体制と療養環境の整備となるよう「地域医療ビジョン」の策定を行うこと。また、県内病院・病床の再編縮小・統廃合は行わないこと。
 - (4) 「地域医療・介護総合確保推進法」で決められた特養ホームの入所は要介護3以上の基準を一律機械的に実施せず、必要があればすべての要介護者の入所を認めるよう各保険者に指導すること。また、要介護状態であれば入所が可能な従前の制度に戻すよう国に呼びかけること。
 - (5) 要支援者への、無資格者による安上がりな「介護予防・日常生活支援総合事業」は一律機械的に実施せず、現行相当サービスの質を継続するよう各保険者に指導すること。要支援者に対する給付を従前の介護予防給付で行うよう、国に要望すること。
 - (6) 災害の危険区域内にある県内の学校、老人施設等について、対策を講じること。奈良県内の「崩壊危険箇所」について、早急に対策を講じて頂くこと。
 - (7) 昨今のゲリラ豪雨や台風など、風水害に対する防災対策をすすめること。とりわけ、河川状況の確認し、必要な対策を講じること（現状の把握と改修）。
 - (8) 台風12号からの復旧・復興に関しては、自治体キャラバンで具体的な状況も聞かせていただき、再度要請させていただきます。
 - (9) マイナンバー制度の運用について、考え方や検討中の事も含めて説明をしていただくこと。

【市町村への要請】

- (1) 自衛隊の集団的自衛権行使容認の閣議決定は、最高法規である憲法に違反するものです。ただちに撤回するよう、国に要請すること。
- (2) 原発依存の電力政策を改めて、自然エネルギーの活用へ転換するよう国に要請すること。全ての原発は再稼働しないよう国に要請すること。
- (3) 昨今のゲリラ豪雨や台風など、風水害に対する防災対策をすすめること。とりわけ、河川状況の確認し、必要な対策を講じること（現状の把握と改修）。
- (4) 「地域医療・介護総合確保推進法」で決められた特養ホームの入所は要介護3以上の基準を一律機械的に実施せず、必要があればすべての要介護者の入所を認めるよう各保険者に指導すること。また、要介護状態であれば入所が可能な従前の制度に戻すよう国に呼びかけること。
- (5) 要支援者への、無資格者による安上がりな「介護予防・日常生活支援総合事業」は一律機械的に実施せず、現行相当サービスの質を継続するよう各保険者に指導すること。要支援者に対する給付を従前の介護予防給付で行うよう、国に要望すること。
- (6) 災害の危険区域内にある県内の学校、老人施設等について、対策を講じること。奈良県内の「崩壊危険箇所」について、早急に対策を講じて頂くこと。
- (7) 台風12号や風水害などからの復旧・復興に関しては、自治体キャラバンで具体的な状況も聞かせていただき、再度要請させていただきます。
- (8) マイナンバー制度の運用について、考え方や検討中の事も含めて説明をしていただくこと。

2. 安心して産み、育てられる奈良県に、高齢者・子どもはじめ県民が安心して生活できる奈良県にするために（福祉・医療・介護・年金問題）

～安心して産み、育てられる奈良県にするために ※教育関連は3に

【県への要請】

- (1) 福祉医療（子ども・障がい者、ひとり親家庭等）制度の窓口負担のない現物給付とすること。
- (2) 子どもの医療費助成制度を、通院も中学校卒業まで、所得制限も自己負担もなしで無料とすること。
- (3) 上記（2）について、国で制度化されるよう、要望すること。
- (4) 子宮頸がんワクチン接種後に、原因不明の持続的痛みやしびれ・脱力、不随意運動などの症状があり、日常生活に支障を生じている人もおられます。この被害者を対象とした医療費助成制度を実施すること。

- (5) 学童保育の増設・拡充を図るとともに、学童指導員の待遇を改善すること。
- (6) 奈良県内における子どもの貧困の実態を正確に把握し、公表すること。子どもの貧困解消のための具体的な目標数値が明確な「奈良県子どもの貧困対策大綱」を速やかに整備し、具体的施策を講じること。

【市町村への要請】

- (1) 上記、【県への要請】(1)・(2)について、奈良県全体でその制度に移行するよう、県に働きかけること。
- (2) 妊産婦健診は、初回を含め産前14回、産後1回を無料で受けられるよう助成すること。
- (3) 子宮頸がんワクチン接種後に、原因不明の持続的痛みやしびれ・脱力、不随意運動などの症状があり、日常生活に支障を生じている人もおられます。この被害者を対象とした医療費助成制度を実施すること。
- (4) 「子ども・子育て支援新制度」施行にあたっては、児童福祉法第24条1項を尊重し、認可保育所への入所を求めるすべての子どもが入所できる条件を自治体が整え、自治体の保育実施責任の堅持・拡充を行うこと。公立保育所および学童保育の民営化や廃止を行わないこと。学童保育も含め、少なくとも現行水準以上の基準とすること。保護者に説明責任を果たし、保育士・学童保育指導員など従事する職員の意見を良く聞くこと。
- (5) 各自治体における子どもの貧困の実態を正確に把握し、公表すること。子どもの貧困解消のための具体的な目標数値が明確な「奈良県子どもの貧困対策大綱」を速やかに整備するよう県に呼びかけ、各市町村での大綱の整備や具体化を図ること。

～高齢者が安心して暮らせる奈良県にするために～介護保険・高齢者福祉施策について

【県への要請】

- (1) 第6期の介護保険料を下げるため、国庫負担を大幅増額するよう国に呼びかけること。
- (2) 「地域医療・介護総合確保推進法」で決められた特養ホームの入所は要介護3以上の基準を一律機械的に実施せず、必要があればすべての要介護者の入所を認めるよう各保険者に指導すること。また、要介護状態であれば入所が可能な従前の制度に戻すよう国に呼びかけること。(※ 1. と重複)
- (3) 一定所得以上の被保険者の利用料2割負担化をやめるよう国に呼びかけること。
- (4) 要支援者への、無資格者による安上がりな「介護予防・日常生活支援総合事業」は一律機械的に実施せず、現行相当サービスの質を継続するよう各保険者に指導すること。要支援者に対する給付を従前の介護予防給付で行うよう、国に要望すること。(※ 1. と重複)
- (5) 低所得者が安心して介護施設をするための補足給付を従前どおりの基準で行うよう国に呼びかけること。資産要件の一律適用は行わないことや申請書への銀行通帳の添付など強要しないことを各保険者に指導すること。
- (6) 次の点を国に要請すること。
 - ① これ以上の年金引き下げをやめること。また、毎年の引き下げの仕組みである「マクロ経済スライド」を廃止すること。
 - ② 「最低保障年金制度」をつくること。当面、基礎年金の国庫負担分約3万3千円をすべての無年金者・低年金受給者に支給すること。
 - ③ 年金支給年齢のさらなる引き上げをやめること。また、それに連動した国民年金保険料(税)の納付期間の延長をやめること。
 - ④ 70-74歳の医療費2割負担を1割負担に戻すこと。

【市町村への要請】

- (1) 第6期の介護保険料を下げるため、国庫負担を大幅増額するよう国に呼びかけること。また、介護保険への一般会計からの繰り入れを行い、保険料を引き下げること検討すること。住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者の保険料を、大幅に軽減するための減免制度を拡充すること。
- (2) 入所施設待機者を解消し、行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど施設・居住系サービスを大幅に拡充すること。詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで計画的に整備を行うこと。特養ホームの入所は要介護3以上の基準を一律機械的に実施せず、必要があればすべての要介護者を入所を認めるよう具体的施策を講じること。

- (3) 一定所得以上の被保険者の利用料2割負担をやめるよう国に呼びかけること。介護サービス利用料の自治体独自の軽減措置を制度化・拡充すること。
- (4) 要支援者への無資格者による安上がりな「介護予防・日常生活支援総合事業」への機械的誘導は行わないこと。要支援者に対する現行相当の給付を継続できるよう具体的な施策を講じること。要支援者に対する給付を従前の介護予防給付で行うよう、国に要望すること。(※ 1. と重複)
- (5) 低所職者が安心して介護施設をするための補足給付を従前どおりの基準で行うこと。資産要件の一律適用は行わないこと。申請書への銀行通帳の添付など強要しないこと。
- (6) 利用者の実態とかけ離れた介護認定を改善するため、実態を調査し改善措置を講ずること。
- (7) 住民の立場にたった「地域包括ケア」を実現するために、自治体としてネットワークづくりに責任を果たすこと。
- (8) 高齢になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備すること。
- (9) 高齢者や障害者などの外出支援のために、地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実すること。
- (10) 高齢者の熱中症対策を拡充すること。
- (11) 次の点を国に要請すること。
 - ① これ以上の年金引き下げをやめること。また、毎年の引き下げの仕組みである「マクロ経済スライド」を廃止すること。
 - ② 「最低保障年金制度」をつくること。当面、基礎年金の国庫負担分約3万3千円をすべての無年金者・低年金受給者に支給すること。
 - ③ 年金支給年齢のさらなる引き上げをやめること。また、それに連動した国民年金保険料(税)の納付期間の延長をやめること。
 - ④ 70-74歳の医療費2割負担を1割負担に戻すこと。

国民健康保険・後期高齢者医療・健診について

【 県への要請 】

- (1) 国保の都道府県単位化に反対の立場をとられ、国保への国庫負担増を国に強く要請すること。
- (2) 奈良県として、所得減少による国保料減免制度を独自に創設すること。
- (3) 後期高齢者医療制度保険料の特例減免措置廃止を実施しないよう国に呼びかけること。後期高齢者医療制度を廃止するよう、国に呼びかけること。

【 市町村への要請 】

- (1) 国民健康保険会計に一般会計繰り入れや、「国保積立金」等を活用して保険料(税)を引き下げ、払える保険料(税)にすること。
- (2) 保険料(税)の低所得者減免、多子世帯・母子世帯・障がい者減免など、条例減免を創設・拡充すること。
- (3) 一部負担金減免を実際に使える制度とし、国基準のように「一時的な困窮」「入院」に限定しないこと。
- (4) これら減免制度についてはホームページや広報への掲載、チラシ・ポスター等を作成し、住民に周知すること。(減免制度に関する今年度の広報物がありましたら当日ご用意ください)
- (5) 資格証明書の発行、差し押さえをしないこと。短期保険証の長期未交付(留め置き)は行わないこと。高校生までの子どもには1年間の保険証を交付すること。
- (6) 国保の都道府県単位化に反対の立場をとられ、国保への国庫負担増を国に強く要請すること。
- (7) 特定健診は以前の住民一般健診内容と同等のものとし、費用は無料とすること。特にがん検診等の内容を充実させ、特定健診と同時受診できるようにし、費用は無料とすること。
- (8) 後期高齢者医療制度を廃止するよう、国に呼びかけること。
- (9) 後期高齢者医療制度の保険料については生活実態に即した低額の保険料とし、滞納者に対しては短期保険証・資格証明書の発行をしないよう広域連合に呼びかけること。
- (10) 後期高齢者医療制度保険料の特例減免措置を復活するよう国や広域連合に呼びかけること。後期高齢者医療制度保険料の独自の減免制度をつくるよう広域連合に呼びかけること。
- (11) 後期高齢者医療制度の医療費を無料とすること。少なくとも住民税非課税世帯は医療費負担を無料にするよう広域連合に呼びかけること。
- (12) 健診内容の拡充と受診率を高めるための広報の拡充などの施策を行うよう、広域連合に働きかけること。

- (13) 後期高齢者医療広域連合懇話会の構成員に、公募による委員を加え、高齢者の意見を反映できる仕組みにすること。

生活保護について

【 県への要請 】

- (1) 生活保護基準の切り下げを元に戻すよう、国に要請すること。
- (2) 生活保護基準に切り下げに伴う、諸制度（就学援助など）への影響を教えてください。また、どのように対応されるのか、教えてください。諸制度利用者が生活保護基準切り下げ前の基準のまま諸制度を利用できるよう、県独自の補助制度を作ること
- (3) 生活保護世帯に、一時扶助でエアコンの設置・修理費用が支給できるよう国に要請すること。

【 市町村への要請 】

- (1) 生活保護基準の切り下げを元に戻すよう、国に要請すること。
- (2) 生活保護基準に切り下げに伴う、諸制度（就学援助など）への影響を教えてください。また、どのように対応されるのか、教えてください。諸制度利用者が生活保護基準切り下げ前の基準のまま諸制度を利用できるよう具体的な施策を講じること。（もしくは、平成 25 年度の基準を堅持すること）。
- (3) 生活保護世帯に、一時扶助でエアコンの設置・修理費用が支給できるよう国に要請すること。
- (4) 生活保護の実施体制にかかわって、「標準数」に基づくケースワーカーの増員を正規職員で行うとともに、経験と熟練、人権感覚豊かなワーカーの配置を行うこと。
- (5) ケースワーカーの研修を重視し、法令を遵守し、申請者に対して高圧的な態度や人権無視の言動を行わないこと。
- (6) 申請権を保障するために、自治体で作成している生活保護の「しおり」や「手引き」はわかりやすいものとし、「申請用紙」を添付し、住民の目に触れやすい場所に常時配架すること。
- (7) 通院や就職活動のための交通費として移送費を支給すること。移送費について「しおり」「手引き」等に明記すること。
- (8) 自動車がない場合は生活および仕事ができない場合は保有を認めること。
- (9) 実態無視の就労指導の強要はしないこと。自治体として仕事の場を確保・拡充するために努力すること。
- (10) 生活保護世帯に、一時扶助でエアコンの設置・修理費用が支給できるよう国に要請すること。

障がい者施策について

【 県への要請 】

- (1) 障がい者の医療費助成制度を、現物給付で窓口無料制度とすること。
- (2) 1級・2級の精神障がい者の福祉医療制度を全ての市町村で早期に実現するよう適切に指導すること。
- (3) 「障害者総合支援法」が公布されたが、「障害者自立支援法」から名前を変えただけの「障害者総合支援法」ではなく、「内閣府障害者制度改革推進室 総合福祉部会」がまとめた「骨格提言」に沿った制度として実現するよう、強く国に求めること。具体的には応益負担の制度を応能負担に改めさせること。また、「障害程度区分」及び65歳以上の方の「介護保険制度優先原則」をなくすよう国に呼びかけること。

【 市町村への要請 】

- (1) 障がい者福祉サービスの支給決定について、市町村におけるガイドラインを開示すること。また、一人ひとりの生活実態や障害の状態を十分に考慮し、必要なサービスと支給量が決定されるようにすること。
- (2) 障がい者(児)の医療・福祉サービスの自己負担、利用料、給食費・食費・高熱水費などの実費負担について、市町村独自に減免すること。
- (3) 障がい者の医療費助成制度を、現物給付で窓口無料制度とすること。また奈良県全体でその制度に移行するよう県に呼びかけること。
- (4) 1級・2級の精神障がい者の福祉医療制度をすべての市町村で早期に実現し、実施すること。
- (5) 「障害者総合支援法」が公布されたが、「障害者自立支援法」から名前を変えただけの「障害者総合支援法」ではなく、「内閣府障害者制度改革推進室 総合福祉部会」がまとめた「骨格提言」に沿った制度として実現

するよう、強く国に求めること。具体的には応益負担の制度を応能負担に改めさせること。また、「障害程度区分」及び65歳以上の方の「介護保険制度優先原則」をなくすよう国に呼びかけること。

- (6) 実施予定、または実施中の精神障害者医療費助成制度の適用対象を奈良県の制度と同様の適用対象としてください。また、引き続き3級まで手帳所持者すべてへの制度適用をご検討ください」

県内の医療・介護体制の拡充のために

【 県への要請 】

- (1) 地域の医療ニーズに沿ったかたちでの医療提供体制と療養環境の整備となるよう「地域医療ビジョン」の策定を行うこと。また、県内病院・病床の再編縮小・統廃合は行わないこと。(※ 1. と重複)
- (2) 2016-2017年の看護職員需給見通しの策定にあたり、現場実態を把握し(調査の実施)働き続けられる処遇改善などもふまえた見通しとすること。また、単なる数値目標とせず、そのための確保政策や具体化をすすめること。
- (3) 県内で働く看護師を増やすために、「復職応援事業(潜在看護師再就業支援)」を、対象となる潜在看護師(資格をもちながら、結婚、子育て等で現場をはなれている看護師)に広く知らせるため、引き続き、市町村広報、ホームページ、ナースセンターなどを活用していただくこと。少子化の中で、看護師を志す若者を増やすために市町村、医療・介護関係者、学校関係者が連携し施策を行うこと。
- (4) 重症心身障害児施設の看護師確保をすすめるために、看護師の賃金格差を埋める視点から、大阪府、京都府、滋賀県、兵庫県等が行っている、重症心身障害児特別保護費、特別加算金(名称は様々)を県内の施設にも補助すること。
- (5) 院内保育所の拡充をさらにすすめること。実態把握を行うなど現場の意見(医療機関、保育士、保護者等)を聞くこと。
- (6) 奈良県内で働く介護職員の状況を把握するための実態調査を行うこと。
- (7) 次の点を国に求めること。
 - ①看護師など「夜勤交代制労働者の労働時間を1日8時間、勤務間隔12時間以上、週32時間以内」とし、労働環境を改善すること。
 - ②医療・社会保障予算を増やし、医師、看護師、介護職員などを大幅に増やすこと。
 - ③国民(患者・利用者)の自己負担を減らし、安全・安心の医療・介護を実現すること。
 - ④介護の現場で働く人たちの処遇改善をすること。介護報酬上の「加算」ではなく、介護労働を評価し、報酬上に盛り込むこと。

【 市町村への要請 】

- (1) 次の点を国に求めること。
 - ①看護師など「夜勤交代制労働者の労働時間を1日8時間、勤務間隔12時間以上、週32時間以内」とし、労働環境を改善すること。
 - ②医療・社会保障予算を増やし、医師、看護師、介護職員などを大幅に増やすこと。
 - ③国民(患者・利用者)の自己負担を減らし、安全・安心の医療・介護を実現すること。
 - ④介護の現場で働く人たちの処遇改善をすること。介護報酬上の「加算」ではなく、介護労働を評価し、報酬上に盛り込むこと。

3. 教育問題

【 県への要請 】

- (1) 奈良県内の小中学校の普通教室におけるエアコン設置状況は6.1%と、近畿では最下位、全国平均32.8%を大きく下回っています。熱中症対策や集中して勉強に取り組める環境整備のため、小中学校の普通教室にエアコンを設置すること。
- (2) 奈良県下におけるすべての小・中学校及び高校の学級編制を、県独自に30人以下学級とする措置を取ること。一方的に学校・園の統廃合を行わないこと。小規模人数の学校については複式解消と専科教員の配置を、また障害児教育の条件整備をすすめること。
- (3) 教育委員会制度の「改正」(地教行法の一部改正)について、執行権は引き続き教育委員会にあり、教育委員

会が教育に責任を負う立場を明確にし、首長が主宰する「総合教育会議」や首長が策定する「大綱」などは、施設・設備の充実など学校教育を充実させるものにする。

- (4) 急増する児童・生徒に対応するため、グランドデザインを大幅に見直し特別支援学校を新設すること。
- (5) 日本の教員の長時間労働がOECDの調査からも明らかになっていることから、当面、労働安全衛生法に基づき、すべての学校で「勤務時間の把握」「医師による面接指導」「ストレスチェックの実施」を行うこと。市町村に対しても行政指導すること。
- (6) 所得制限のない、公立高校授業料無償を復活させ、私立高校等の就学援助金制度を拡充すること。また、給付性の奨学金を充実させること。
- (7) 政府と国会、県選出国會議員に対して、次の内容の要請書を提出するとともに、その実現に必要なあらゆる措置をとること。
 - ①30人以下学級を制度化し、実施すること。当面、小学校2・3年生の35人学級を法制化すること。あわせて、教職員定数改善計画を策定すること。
 - ②学力保障と生活指導の充実など各校の教育課題の解決、6学級規模の小学校における専科配置や複式学級の解消、養護教員の複数配置、給食実施校への栄養職員・栄養教諭の完全配置などを行うために、教職員の大幅増を盛り込むこと。

【市町村への要請】

- (1) 中学校給食未実施自治体においては、自校方式の完全給食を早急に全校で実施すること。また、義務教育は無償の立場から小中学校の給食費は無料とすること。
- (2) 就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯まで拡充し、申請受付は学校だけでなく、市町村の窓口でも受け付けること。
- (3) 保育所・学校給食の民営化を行わないこと。保育所・学校給食の食材に輸入加工品を使用しないこと。安心・安全な国産・地場産食材の使用をすすめること。国産、地場産食材や人材確保など、加工品に頼らない安心・安全な給食のための補助増額を行うとともに、国庫補助復活を求めること。
- (4) 学校・幼稚園・保育園は耐震診断に基づいて、ただちに改築・改修・補強を行うこと。未耐震校舎の耐震化のための予算を最優先に確保し、一刻も早い耐震化をすすめること。県は市町村を支援すること。また、建物だけでなく、照明なども耐震化していくこと。
- (5) 政府と国会、県選出国會議員に対して、次の内容の要請書を提出するとともに、その実現に必要なあらゆる措置をとること。
 - ①30人以下学級を制度化し、実施すること。当面、小学校2・3年生の35人学級を法制化すること。あわせて、教職員定数改善計画を策定すること。
 - ②学力保障と生活指導の充実など各校の教育課題の解決、6学級規模の小学校における専科配置や複式学級の解消、養護教員の複数配置、給食実施校への栄養職員・栄養教諭の完全配置などを行うために、教職員の大幅増を盛り込むこと。

4. 農林業問題

獣害対策について

近年、猪、鹿、猿など野生動物による、女性・子供への襲撃や農作物の食い荒らしが増加傾向にあります。これは、山間地の農業の衰退、過疎化により、野生動物が人家の近くまで縄張りを広げたため、山間地でのハンターの高齢化と減少に伴い、野生動物への威圧、脅迫、殺傷が減り、動物がヒトを恐れなくなったためです。

【市町村への要請】

- (1) 野生動物を防ぐ電気柵設置の補助や捕獲用檻設置、駆除等、獣害抑制のための施策を、速やかにかつ、大規模に講じること。
- (2) ハンターの育成支援、役所職員の狩猟免許取得等、長期的視野にたった対策を講じること。

米価対策について

2015年産米の農協買入価格は、昨年より数百円引き上げられたとはいえ、以前として30年以上前の低価格になっています。しかも刈り取りが始まった宇陀・大和高原地域では、イモチ病や獣害で一等米の比率も大きく落ち込

んでいます。平野部のヒノヒカリも8月中旬以降の日照不足と長雨で作況が心配されています。

米づくりをあきらめる農家がますます増えるなかで、米価対策をはじめ、米づくり農家への支援策を強めることが求められています。

【市町村への要請】

- (1) 地域の米づくりを支える、きめ細かな農家支援策を取ること。学校給食米や災害備蓄米として、地産地消を強めること。

農家の担い手確保と就農者支援について

農家の高齢化や後継者不足で、奈良県農業の担い手不足は深刻です。新規就農者・定年帰農者・集落営農・農業法人など、規模や形態の如何を問わず、より多くの担い手を確保することが強く求められています。

【市町村への要請】

- (1) 農地確保への援助、新規就農者が行う農業倉庫や施設建設・農業機械の借り上げなどへの支援を行うとともに、現場で日常的に対応している支援団体や農家グループへの具体的支援を行うこと。
- (2) 新規就農支援策に独自の支援策を上乗せするとともに、「親元就農」や農業者年金受給者の農地貸借などで、柔軟な対応を取るよう、国に対して要望すること。

5. 労働環境問題

安心して働くことのできる労働環境に

【県・市町村への要請】

- (1) 公契約条例は、1年ごとの見直しを行うこと。見直しに当たっては、労働者、中小業者の意見を聴取するようにすること。また、「公共工事設計労務単価（二省単価）や、建築保全業務労務単価、職種別賃金返金値を参考に、賃金の下限設定を行うこと。
- (2) 公契約のもとで働く人の適正な賃金水準や労働条件を確保し、地域の中小業者の経営安定、地場賃金の底上げを通じて、地域経済の再生や自治体財政の改善にもつながる公契約条例を制定すること。公共工事での二省単価実施を軸に、公契約条例、総合評価方式、指定管理者ガイドラインなどへの公正労働条項を盛り込むこと。
- (3) PFI、市場化テスト、指定管理者制度など公務公共サービスの民営化、民間委託は行わないこと。特に住民の人権に関わる事項については、民営化・民間委託を行わないこと。また、自治体の窓口業務の民間委託は、偽装請負の問題があり、行わないこと。特に戸籍事務の民間委託に対しては、法務省事務連絡文書（2015年3月31日、民事局民事第1課補佐官事務連絡）が発出されており、民間委託の方が直営より非効率となることから、直営を堅持すること。
- (4) 継続的な自治体の業務は、基本的に正規職員で行うこと。平均3割にも上る現在の非正規雇用職員率を引下げること。臨時・嘱託など非正規雇用職員の賃金・労働条件は、正規職員との均等待遇にすること。総務省昨年7月4日公務員部長通知「臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等について」にある待遇改善を行うこと。また、安易にボランティアを利用することなく、雇用の場を確保すること。
- (5) 奈良県の最低賃金は、今年の改定で時間給740円となっています。雇用戦略対話でできる限り早期に800円に、2020年には平均1,000円をめざすとされていましたが、これにはほど遠い額です。労働者の賃金の改善で個人消費を増やし、地域経済の活性化に結びつくように早期に時間給1,000円をめざすよう、政府に対し議会決議を上げていただくこと。
- (6) ブラック企業や過労死を未然に防止するために労働問題に関する「相談窓口」を設置すること。また、過重労働による健康障害の防止、職場のメンタルヘルス対策、パワーハラスメントの予防をはじめ過労死等防止のための啓発を行うこと。
- (7) 若年層に対する労働条件に関する知識の付与・指導の充実を図ること。あわせて、企業が行う労働環境の整備向上について指導・援助を強化し、ホワイト企業の育成を図ること。
- (8) 若年労働者の雇用問題をはじめ、奈良県における雇用対策・地域振興、経済活性化対策については、奈労連はじめ国民大運動実行委員会に参加する団体からも意見を聞くなど、協議する場を設けること。

労働団体の尊重、労働者への公平・公正な対応と問題解決を

【県への要請】

- (1) 労働団体代表が参加する県の各種審議会・委員会、懇談会の組織名およびその構成について明らかにすること。

と。奈労連の代表を排除することなく、構成員として加えること。

アスベスト問題

【 県への要請 】

- (1) アスベスト（石綿）を吸い込んだことが主な原因で中皮腫や肺がんになる人が著しく増加し、今後 40 年で死亡者は 10 万人を超えるかと推計されています。県は各自治体と連携し住民、労働者の健康を守る立場で緊急の対策を講じること。
- (2) 無料で住民のアスベスト健康診断を行い、住民に健康管理手帳を交付すること。建造物解体の飛散防止対策及び産業廃棄物対策を強化すること。解体などの助成、融資制度をつくること。

6. 税金・商工問題

【 県・市町村への要請 】

- (1) 消費税増税に反対すること。
- (2) 地域の仕事は地域の業者で
 - ①平成 26 年 6 月 20 日第 186 回通常国会において成立した「小規模企業振興基本法」に基づき、小規模企業振興基本条例を制定し、小規模企業支援政策を推進して頂くこと。
 - ②少ない予算で経済波及効果も大きく、地域経済の活性化にもつながり、地元業者の仕事おこしにもなる。「住宅リホーム助成制度」を実施していただくこと。また、実施に当たり、「商店街リフォーム」も対象とした制度拡充を図っていただくこと。
 - ③自治体が発注する小規模工事も「小規模工事等希望者登録制度」をつくって、地元業者に仕事が回る仕組みをつくること。また、プレミアム商品券の利用店登録の拡充を合わせて図っていただくこと。
 - ④再生可能エネルギーの利用拡大に小企業・家族経営の地元業者の力を生かせるようにしてください。
 - ⑤公契約条例をつくり、末端の下請け労務賃金等が最低賃金を下まわることがないようにすること。
- (3) 地方税・国保税（料）の滞納処理にあたっては、「支払いたくても払えない」納税者の実情の把握を行なって、分納・延納・納税猶予など「納税緩和措置」を活用し、機械的・一方的な「差し押さえ・競売」処分などは行わないこと。また、相談者には柔軟な対応を行っていただくこと。
- (4) 滞納処分に当たっては、平成 25 年 9 月 18 日、広島地裁「滞納処分取消等請求訴訟」判決に基づき、適切な運用を行うこと。

7. 原発再稼働ではなく、再生エネルギーへの転換を

【 県への要請 】

- (1) 原発依存の電力政策を改めて、自然エネルギーの活用へ転換するよう国に要請するとともに、奈良県としても具体策を講じること。全ての原発は再稼働しないよう要請すること。
- (2) 農山村にある小水力、風力、太陽光、バイオマスなど全国にある再生可能エネルギーの活用事例を把握し、奈良県内の農山村での再生可能エネルギーの可能性（「地産地消」の小規模なもの）を追求すること。

【 市町村への要請 】

- (1) 原発依存の電力政策を改めて、自然エネルギーの活用へ転換するよう国に要請すること。また、全ての原発は再稼働しないよう要請すること。
- (2) 農山村にある小水力、風力、太陽光、バイオマスなど、全国にある再生可能エネルギーの活用事例を把握し、再生可能エネルギーの可能性（「地産地消」の小規模なもの）を追求すること。

8. 憲法、平和問題と民主主義

【 県・市町村への要請 】

- (1) 国民の暮らし、福祉、教育予算を確保するためにも、毎年 5 兆円にもなる軍事費を削減すること。とりわけ、自衛隊の海兵隊の機能強化、敵基地攻撃用の予算については反対の声をあげる。日米地位協定にも負担義務のない在日米軍「思いやり予算」を即時廃止するよう政府に要請すること。
- (2) 「核兵器廃絶自治体宣言」にもとづき、核兵器廃絶の住民への世論喚起を広報等で行うこと。被爆体験の継承

をすすめること。

- (3) 世界に誇る日本国憲法(第9条戦争放棄)を改悪する動きに反対すること。地方自治を守る立場からも反対を明確にすること。憲法違反の「安保法制立法」に反対すること。憲法に違反する自衛隊の海外での武力行使に反対すること。
- (4) 二度の米軍機によるワイヤー切断事故(十津川村)を経験した奈良県民として、危険な「MV22 オスプレイ」の配備中止と飛行訓練反対を表明し、政府にも強く働きかけること。
- (5) 五條市ほか県内への陸上自衛隊駐屯地の受け入れには、住民の平和といのち、生活を守る観点から反対すること。
- (6) 地方自治と民主主義を守る観点から、沖縄への新基地建設反対を表明し、政府に申し入れること。
- (7) 平和憲法に精神に沿った平和のための資料整理・保存、戦争体の施設(コーナー)などが充実していくよう、取り組みを進めること。
- (8) 航空自衛隊奈良基地上空で行われる、戦闘機等の展示飛行に反対し、中止を求めること。奈良県上空を、自衛隊機の最低安全高度以下の高度での訓練空域から外すことを要求すること。
- (9) いわゆる「従軍慰安婦」問題について、国としてすべての被害者に対し真摯に謝罪し、国家賠償を行い、二度と繰り返さないという立場で、教科書への記述の復活など、真実に向き合う歴史教育を行うことなどを政府に要望すること。
- (10) 国民の知る権利を侵害し、戦争準備を密かにすすめようとする「特定機密保護法」制定反対を国に要請すること。
- (11) 原爆写真展を開催できるように協力すること。
- (12) 憲法違反の自衛隊の隊員募集について、県として協力をしないこと。また、県・県教育委員会および関連する団体が主催する行事に自衛隊を参加させないこと。
- (13) かつての戦争が及ぼした歴史を考慮し、「国旗・国歌」の式典での扱いに関しては、個人の内心の自由の保障を尊重し、強制・押し付けは行わないこと。特に、教育現場での強制・押し付けは行わないこと。
- (14) 国に対し、取り調べの全課程の可視化と、検察手持証拠の全面開示を求める意見書をあげていただくこと。

8. 議会意見書採択

以下の項目(別紙要請書、意見書(案)は、当日訪問する時に持参いたします)について、意見書の採択をしていただくこと。

- (1) 警察・検察の取り調べの全過程の可視化(録音・録画)と捜査機関の手持証拠の全面開示を求める要請
- (2) 中小商工業者への施策を拡充し、地域経済の振興を求める要請
- (3) 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める要請
- (4) 「戦争法案」撤回・廃止を求める要請
- (5) 消費税増税の中止・廃止を求める要請
- (6) 医療・介護給付法を実施させない要請
- (7) 最低賃金1,000円以上の実現を求める要請
- (8) 小企業・家族経営の家族従業員の働き分を認めない「所得税法56条の廃止・見直し求める」要請

9. その他

県キャラバン実行委員会・地域組織の要請や各団体からこれまで申し入れてきた内容について未解決の問題については見解を明らかにするとともに、解決を図ること。

以上